

# 令和4年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和5年1月17日（火）  
【開会】 14時00分  
【閉会】 16時17分  
【場所】 川崎市役所第4庁舎4階 第6・7会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 田中 雅文
委員 岩切 貴乃	委員 石井 孝
委員 野村 浩子	委員 芳川 玲子

## 【出席職員】

教育次長 池之上 健一	
総務部長 柴山 巖	
教育政策室長 田中 一平	
教育環境整備推進室長 谷村 元	
職員部長 小澤 毅夫	
学校教育部長 大島 直樹	
健康給食推進室長 日笠 健二	
生涯学習部長 岸 武二	
総合教育センター所長 鈴木 克彦	
庶務課長 鷹背 将行	
庶務課担当課長 喜多 智英	
教育政策室担当課長 豎月 基	
健康教育課担当課長 小竹 誠	教育環境整備推進室担当課長 吉田 純二
地域教育推進課長 二瓶 裕児	教育環境整備推進室担当係長 山崎 瑞穂
地域教育推進課担当係長 永田 光太郎	教育環境整備推進室課長補佐 亀村 豊
庶務課課長補佐 伊藤 卓巳	教育環境整備推進室職員 岩崎 修
庶務課職員 和地 祥太	指導課長 古俣 和明
青少年科学館長 久保 慎太郎	指導課担当課長 吉村 尚記
青少年科学館担当係長 弘田 澄人	指導課係長 新津 尚之
文化財課長 竹下 研	
調査・委員会担当係長 葛山 久志	
書記 長谷川 俊太	

## 【署名人】

委員 石井 孝	委員 田中 雅文
---------	----------

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時15分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

## 4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 2から報告事項No. 5及び議案第46号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることにより、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、これらの議案・報告事項につきましては、議会への提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

## 5 署名人

### 【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

石井委員と田中委員にお願いいたします。

## 6 報告事項 I

### 報告事項No. 1 令和4年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果について

#### 【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 令和4年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果について」の説明を、健康教育課担当課長、お願いいたします。

#### 【小竹健康教育担当課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項No. 1 「令和4年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果について」御報告いたします。

ファイルナンバー「01-1\_【報告事項No. 1】」のファイルを御覧ください。資料の2ページ目を御覧ください。こちらに四角囲みの調査の概要がありますので、こちらの説明をいたします。

「1 調査目的」につきましては、本調査はスポーツ庁が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることや、教育委員会が子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することなどを目的に平成20年より行っているものでございます。

「2 調査の対象」につきましては、全国の国公立の小学校5年生、中学校2年生全員を対象とした悉皆調査となっております。

「3 調査内容」につきましては、実技テスト調査といたしまして資料に記載するテスト項目を行うものと、運動習慣及び生活習慣等についての質問紙調査によるものとの2種類となっております。

「4 調査実施時期」につきましては、令和4年4月から7月までの間に各学校において実施したところでございます。なお、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっております。

次に、「1 本市の体力の状況」ですが、「(1) 体力合計点の経年推移」を御覧ください。

【グラフ1-1】が小学校5年生男子、【グラフ1-2】は小学校5年生女子の経年推移を示しておりますが、点線のグラフが全国平均、線のグラフが本市の数値となっております、小学校

5年生男子は前回調査の結果を上回り、全国平均に近い数値となっておりますが、小学校5年生女子は前回調査の結果をやや下回り、全国平均よりも低い数値となっております。

3ページを御覧ください。

【グラフ1-3】は中学校2年生男子、【グラフ1-4】は中学校2年生女子の経年推移を示しており、男女ともに前回調査の結果を上回っており、全国平均よりも低い数値となっておりますが、全国平均との差は縮まった状況となっております。

次に、「(2) 種目ごとの平均値の比較」ですが、「表1 種目ごとの平均値の比較」を御覧ください。

この表の見方ですが、種目のうち持久走と50m走は、数値が小さい程速く走れていることを示しているものでございます。表の数値で丸印で囲んであるものが、全国平均を上回っているものでございまして、具体的には小学校5年生男子は握力、上体起こし、長座体前屈、立ち幅跳び、小学校5年生女子は握力、長座体前屈、中学校2年生男子では持久走が全国平均を上回っており、その他の種目は、全国平均を下回っております。

次に、「2 運動習慣等の状況」でございますが、(1) 運動やスポーツをすることは好き・やや好きと答えた割合は、表2のとおりでございまして、小中学生ともに全国平均よりも低い傾向が見られております。

4ページを御覧ください。

(2) 授業以外における運動やスポーツの1週間の総運動時間でございまして、表3を御覧いただきますと、小学校5年生女子が全国平均を下回っており、その他の小学校5年生男子、中学校2年生男女は、全国平均を上回っている状況でございます。

次に、「3 生活習慣の状況」でございますが、(1) 1日あたりの睡眠時間につきましては、表4を御覧いただきますと、小中学生ともに、全国平均とほぼ同じ割合となっております。

次に、(2) 平日1日あたりのTV、スマートフォン等の映像の視聴時間、いわゆるスクリーンタイムの状況でございますが、表5を御覧いただきますと、小学生は全国平均とほぼ同程度でございますが、中学生は全国平均よりも視聴時間が長い傾向にございます。

次に、(3) 放課後や学校が休みの日に、運動部や地域のスポーツクラブ以外で運動やスポーツをする機会についてですが、表6を御覧いただきますと、小中学生ともに、全国平均とほぼ同程度となっております。

続きまして、5ページを御覧ください。

「4 今後の取組」でございますが、(1) 調査結果から見える本市の現状と課題としまして、大きく3点御報告申し上げます。

一つ目につきましては、本市の児童生徒の体力・運動能力は、一部の種目を除き、全国平均値を下回っている状況にあることや、運動やスポーツをすることが好き・やや好きと回答した割合が全国平均より低くなっていること。

2点目に、小学校では20mシャトルラン、中学校では長座体前屈と立ち幅跳び、小中学校ともに反復横跳びが全国平均値と差がありまして、各体力や運動能力を向上させる動きをふだんの体育活動に積極的に取り入れる等の工夫が必要であること。

3点目に、中学生のスクリーンタイムが全国平均よりも長時間となっている傾向が見られる等でございます。

次に、「(2) 今後の取組に向けて」でございますが、児童生徒が、運動することの大切さや運動の楽しさを実感し、自分の生活スタイルの見直しなどの意識を高めることができるよう、体育学習の充実をはじめ、学校行事や部活動、家庭との連携など、児童生徒が運動に親しむ取組を推進してまいります。

具体的には、教員の指導力向上として、本市の課題を共有し、各学校の体育活動の計画の工夫・改善を図るとともに、学校と各家庭が課題を共有し、連携して体力の向上への取組が推進できるよう、今後、校長会、体育研究会とも協力、連携をしながら周知してまいります。

また、ファイルナンバー「01-2\_【報告事項No. 1】資料」のファイルを後ほど御参照いただければ幸いです。体力向上リーフレット「動いて遊んでかわさキッズ元気アップ大作戦」などの周知や、各小学校が取り組んでいる運動の習慣化に向けて、休み時間等に取り組んでいる運動あそびであるキラキラタイムの取組事例等を周知し、引き続き活動の充実を図ってまいります。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

**【小田嶋教育長】**

御質問等がございますでしょうか。

石井委員、どうぞ。

**【石井委員】**

このリーフレットを見させていただいて、川崎総合科学高校のデザイン科の生徒さんがイラストを担当されたそうですけれども、非常に明るくて、見ても楽しい雰囲気すごく伝わってきて、こういうところで生徒さんが関わっていることはとてもいいことだと思いましたので、ぜひこのお二人にもすばらしい出来栄えだと、お伝えいただくとありがたいと思います。ありがとうございます。

**【小竹健康教育担当課長】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

芳川委員、どうぞ。

**【芳川委員】**

報告ありがとうございます。とても興味深く見させていただきました。

一つ気になったところは、小学校5年生の女子、そして中学校2年生の女子ともに全国平均と比べるとそんな高くないということと、あと実際にデータの中で動かす課題、好きか嫌いかという、体を動かすことについてどうかというデータがあるのですけれども、どちらもあまり好きではないと答えているんですね。3ページ、運動習慣のところですが、そこはどのように考えたら

よいのか、教えていただければと思います。

**【小田嶋教育長】**

お願いします。

**【小竹健康教育担当課長】**

御意見ありがとうございました。

女の子の結果、どうしても男の子よりも傾向が高くなってしまったという点について、これは全国的にも同じような傾向が見られているということで、やはり男の子のほうがもしかしたら運動習慣を活発に行えている傾向にあるのではないかとこのところが、もう少し検証が必要になると思っております。

もう一点の、好き・やや好きが、確かに少し低いんじゃないかということについては、私どもも昨年度も含めて、この割合が全国よりも低いというところは少し心配な点ということもありましたので、この点も今年度も年度の冒頭に体育主任を集めた学校体育代表者会議というのを健康教育課で所管させていただいております、その冒頭で実はこの体力の取組というのを、少し重点的にお話をさせていただいたということも一つあります。

そのときに、やっぱり子どもたちのどうしても運動が必ずしも皆さん好きな子だけではなくて、なかなか運動が苦手なお子さんたちもいらっしゃるという感じで、日々の授業の中で、もっと子どもたちが、この結果を受けて、もうちょっと楽しく感じていただくような授業の改善の工夫などの部分についても、うちの担当指導主事も含めてお話を重点的にさせていただいておりますので、今後も意識づけが繋がるようなところは継続的にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

**【芳川委員】**

ありがとうございます。確かに男子に比べたら女子のほうがどうしても運動の習慣などは、あまりないかと思うんですけども、これだけ女子が全国平均的に低めと考えますと、もしかして今おっしゃったように授業の仕方、展開の仕方などを何か検討する必要があるかと私も思いましたので、ぜひ取り組んでいただければと思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

岩切委員。

**【岩切委員】**

御説明ありがとうございました。

今の芳川委員の発言と関連するのですが、グラフの1-3のところ、中学校2年生男子の経年推移というのがございまして、昨年と比べると令和4年のこの結果というのは、大きくといっても1.25ぐらいですけど、点数が上がっております。それから中学2年生女子のほ

う、グラフの1-4のほうも、ここも少し上がっているのですけれども、何かこれは対策をされたとか、そういったことがあったら教えていただきたいなと思います。御質問させていただきます。

**【小竹健康教育担当課長】**

委員、ありがとうございます。

大きな違いで申しますと、やはり大きいのはコロナの活動制限が昨年と今年は大きく違うかと思っております。昨年は委員も御存じのとおり、感染の防止ということで、昨年の夏ですとデルタ株の緊急事態宣言が発令された時期とか、あと今年からちょうど1年前ですと、まん延防止等重点措置が長く発令されていたときで、どうしても部活動自体も、例を挙げますと、上位大会を除いてはできるだけ活動を制限するということがありましたので、今年度につきましては、感染対策は十分講じながらも昨年ほどの行動制限がないということで、子どもたちも以前より運動できる機会は増えているのかなというところがあるので、もしかすると対策というよりも社会状況が昨年よりも回復傾向にあるということも、一つとしてあるのではないかと捉えているところがございます。

以上でございます。

**【岩切委員】**

ありがとうございます。ただ、全国平均は下がっているのですが、それに比較すると川崎の子どもたちだけが上がっているというのが少し特徴的かなと思いました。

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

他にはいかがでしょうか。

野村委員。

**【野村委員】**

御報告ありがとうございます。

一つ確認をさせていただきたいんですけども、スクリーンタイムですね、4ページのところ。このスクリーンタイムというのは、あくまで娯楽的な意味のスクリーンタイムでしょうか。というのも、GIGA端末を通して家で勉強している子どももいるかもしれないので、それは含まないものなのではないでしょうか。教えてください。

**【小竹健康教育担当課長】**

委員、ありがとうございます。

今のところにつきましては、質問の項目そのものが1日で学習以外でテレビやスマートフォンなどを見る時間。申し訳ございません、ここでは分かりにくかったかのですけれども、基本はGIGA端末、御指摘いただいた部分は除いたものでどれだけ視聴されていますかという設問になっているところですので、補足説明でございます。

以上でございます。

#### 【野村委員】

すみません、私の確認不足でした。G I G Aが生活に悪いほうの影響が出ないといいなという心配からでした。

それと、もう一つ、パンフレットのところなんですけれども、「動いて遊んでかわさキッズ元気アップ大作戦」、石井委員がおっしゃるとおり、本当に分かりやすくポップでキャッチーで、こうしたパンフレットがあると、お天気が悪い日に室内でスペースをあまり必要とせず運動する機会を持てたりとか、コロナはこれ以上悪くならないでほしいんですけれども、自粛期間なんかもおうちで気軽に組み入れる運動になっていいのかなと思いました。

一方で、運動がなぜなされないのかということをよく考えると、アイデアが不足するというよりは、習慣化に課題があるように個人的には感じています。私もダイエットが続かないとか、そういう観点でいうと、習慣化が問題なのかなと思います。その点でいうと、キラキラタイムなどは、仲間と一緒に、大縄跳びとかですよ。声を掛け合って、自然と校庭に体が向くような取組になるので、そうした環境から変えていくというのはすごくいい取組なので、これからも続けてほしいと思います。

そして、すごく古典的ですけども、自分が小さい頃はマラソンで校庭を1周するとシールを貼ってもらえたり、スタンプを押してもらえたりとか、あと身近な話ですと、息子がG I G A端末で学習していると、ドリルをこなすたびに点数がたまっていくとか、すごく目の前の小さな報酬によって結構子どもが前向きにやる気を出したりすると思うんですね。なので、自らやりたいと思えるような環境、健康に必要なだからやらなくてはいけないですよという理由づけよりも、楽しいからやりたいというところにアクセスしていくほうが効果的なのかなと、ジャストアイデアですが、意見として参考にしていただければと思います。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

田中委員。

#### 【田中教育長職務代理者】

ありがとうございました。

やはりこのグラフを見るとはっきりするのは、コロナであまり動けなくなった部分がかなり効いていて、ガクッと落ちると、本当にこれはもうはっきりと数字で出るので、恐ろしいものだと思いますか、やっぱり日々の体を動かすというのが大事だということをつくづく感じております。

私も岩切委員と同じように、特に中学2年生がコロナ前よりも高くなっているのですが、どうしてかなと思ったんですが、また今後何か原因が分かれば教えていただくとありがたいと思います。

一つ感想なんですけれども、このテーマそのものではないですが、コロナで体力がこれだけ落ちたということは、恐らく他の面でもよく言われるように、つながりが減った、対面的なつながりが減ったことというのははっきりしているもので、それによるコミュニケーション能力であると



か、みんなで何かをつくり上げる力とか、そういうものが落ちているのだとすると、そして目に見えないうちに人間としての力が低下しているということだとすると、これは心配しなければいけないという気がするんですね。

私の大学でも、ふだんはあまり見えないのですが、今年度は学科の中でも学年で何かをやろうというときに、コロナ前よりも乗ってくる学生が非常に少なくて、主体となって動いている学生が非常に減っているという状況があるんですね。ですから、非常にそういうような学習なんかの日常を見てもそういう感じがするものですから、子どもたちのそういう学校教育なり、地域の中でコミュニケーションの力とか、みんなでつくり上げていく力とか、そういうものを、私はその専門ではないので分からないのですが、測定できるということがあれば、それを測りながら今後の教育に活かしていけるのかなと思ったのですが、そういうのはないでしょうか。今後、私も考えてみたいと思いますが、芳川委員、御専門から何かあれば教えていただけるとありがたいのですが、今後考えるべき課題だなと思いました。

ありがとうございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

共生\*共育プログラムで、御指摘いただいた足りない部分を補って行って、それがどのように現れるか、効果測定の標準偏差を見直したりとか、エクササイズも見直して、3月から新しいものを出しますので、そういった中で諮れるものもあるのかなと思いますが、大事な点だと思いますので、しっかりその辺は今後注視して考察していきたいと思います。

あと、さっきの芳川委員が御指摘の女子が低いというところで、私が今、本当に思いつきで、今日は指導主事もいないので、そういった視点でも確認が必要かもしれませんが、体育の授業が男女共修になってもう大分たつと思います。かつては男女別で授業を全てやっていて、そうすると一般的にやっぱり体力に勝る男子と一緒にやることでの女子の負荷みたいなものって、もしかしたらあるのかなと、ふと思いついたのですが、今日は担当の指導主事もいないので、そういった視点なども含めて考察していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### 【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。

#### 【小田嶋教育長】

他にはよろしいでしょうか。

岩切委員。

#### 【岩切委員】

すみません、1点だけ。先ほどの田中委員の御発言に関連することですけれども、コロナの間でも一生懸命こういったデータを取っていただけたら、それから子どもたちも一生懸命こういったテストをしながら自分の体力を知ったりということで、非常にいいことだと思う一方、やはりコロナの間のネガティブな影響というのも計り知れないところがあると、本当にこれ実生活で感

じているところなんです。

大人だけではなくて、特に子どもの、小学生の低学年ですけれども、マスクを取っていない大人の顔を見ていないという子どももいっぱいいるというお話を聞いて、結構ショックを受けたことがあります。これは個人の能力なのですけれども、これプラス今度はチームワークを生かしたスポーツになってくると、また色々な差が出てくるのではないかとということを懸念してしまいました。

コロナの影響は、これは全国の学校に関係していることだと思いますけれども、こういったことも配慮しながら、ぜひ色々な指導を考えていただけたらありがたいと思いました。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

他にはよろしいですか。

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

## 7 議事事項 I

議案第45号 川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

「議案第45号 川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、地域教育推進課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、議案第45号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の規則改正の概要につきまして、地域教育推進課長から御説明申し上げます。

【二瓶地域教育推進課長】

地域教育推進課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本規則改正の概要につきまして、御説明いたします。

ファイルナンバー「02-1\_議案第45号資料」のファイルをお開きください。

「1 改正内容」でございますが、学校の体育館、校庭、特別教室などを開放する学校施設有効活用事業におきまして、空いている特別教室等をさらに活用できるような仕組みの構築や、校

庭及び体育館を含めた運用方法の見直しなど、今後の新たな展開に向けた「学校施設のさらなる有効活用に向けた実証実験」を本年1月から3月末までの間で実施するため、規則に定める利用申込みなどの手続を電子システムで行うことができるようにするなど、特例規定を定めるものでございます。

次に、「2 実証実験について」でございますが、小杉小学校、高津小学校及び菅小学校の3校におきまして、株式会社構造計画研究所からサービスを受けた、クラウド型の予約管理システム「まちかぎりモート」といいますけれども、こちらを導入するとともに、同システムに連動して自動的に発行された暗証番号で門扉などが解錠するスマートロック機構によりまして、無人による施設の施錠・解錠などを試験的に実施をいたします。

3 ページに、実証実験の概要をまとめておりますので、こちらで説明いたします。

資料左上、1 番、目的につきましては、先ほど改正内容にて御説明したとおりでございます。

その下の2 番、課題認識が実証実験の実施概要ともなるものでございまして、(1) 学校施設有効活用の現状が主に紙ベースによる管理となっております。ICTを活用することで、利用者及び管理者双方の負担を軽減するとともに、利用手続の簡素化及び予約状況の可視化を図るものでございます。

また、(2) 現状、南京錠等の物理的な鍵の受渡しをしていたものから、教職員の働き方・仕事の進め方改革の観点から、無人による扉等の施錠・解錠や遠隔による入退室履歴の管理などセキュリティ体制を確保するものでございます。

中段の3 構造計画研究所からの提供内容に記載がございます、予約システム及びスマートロックにつきましては、同事業者から実証実験期間中の無償提供を受けるものでございます。

本実証実験につきましては、資料右上段でございます、小杉小、高津小及び菅小の3 小学校で、実験パターンに変化をもたせて検証をしております。

資料下段でございます、学校施設のさらなる有効活用に向けた取組でございますが、引き続き、事務の効率化や負担軽減に向けた検討を進めてまいります。また、今後の全校展開を見据え、昨年10 月には、小中学校、特別支援学校全校の施設調査も行ってまいりました。

今後の予定でございますが、本日議決をいただきましたら、本年1月18日から予約管理システムを用いた利用申込みを開始し、2月1日から運用を開始、2月中旬以降に利用団体や学校施設開放運営委員会などの皆様からアンケートを実施し、実験結果を振り返り、3月末までの実証実験期間としてございます。

説明は以上でございます。

#### 【喜多庶務課担当課長】

それでは、議案の詳細について御説明いたします。

ファイルナンバー「02-2\_議案第45号」の3ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「開放施設の利用申込みを、電子情報処理組織を使用する方法により試行的に実施するため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、4ページを御覧ください。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

先ほど説明がありました、開放施設利用時における申込みを予約管理システムで実施するための根拠規定を、本則に対する特例として位置づけるため、次の5ページを御覧いただきまして、規則の制定附則に、附則第5項として追加し、併せて必要となる読み替え規定を定めるものでございます。この読み替え規定により、通常は利用日の10日前までに紙の利用申込書により申込みを行うところ、実施校においては、利用希望日の3日前までに予約管理システムで申し込むこととなります。

なお、附則において、この規則の施行期日を公布の日とする旨、定めることといたします。

議案第45号の説明につきましては、以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

御質問等はいかがでしょうか。

石井委員。

**【石井委員】**

御説明ありがとうございました。

1点、セキュリティーの管理ということで、スマートロック機構が導入されて、利便性が向上することは非常にいいことだと思うのですが、やはりなりすましの防止ですとか、あるいは共連れ侵入の防止ですとか、許可された人以外の侵入というか、中に入る際に、完全にそういったものを排除することは難しいと感じますので、ぜひこの実証期間中にも、そういった利便性の向上とともに、セキュリティーの観点からの実証というのも、ぜひ気を配っていただきたいと感じておりますので、よろしくお願いいたします。

**【二瓶地域教育推進課長】**

その点について、1点補足させていただきます。今回システムを導入することによって、利便性を高めることを目的としております。ただ、まだこの実証実験期間におきましては、例えば、小杉小学校で開放を行い、その周辺の誰もが、まずはこの部屋を使えるということよりも、現在、施設開放委員会に登録している団体に、まず実験期間中は実施していただくかと考えております。

その後、実証期間終了後には利用者アンケートなど、振り返りながら今後の展開については検討していきたいと考えておる次第でございます。まずは身近な現在御利用いただいている方を中心にこの実証実験を進めていく予定でございます。

以上になります。

**【小田嶋教育長】**

他にはいかがでしょうか。

野村委員、どうぞ。

**【野村委員】**

御説明ありがとうございました。

二つほどあるのですけれども、先ほど石井委員がおっしゃったセキュリティーに関連して、出入りが無人でも可能ということに加えて、利用後に何か例えば施設をきれいに使えていたかどうか、備品が壊れていないかどうかとか、そういったことを確認してくださる方がいるのか、それとももう本当に完全に無人なのかというところの確認が1点。

もう一つが、紙の予約ではなくなったことが便利である一方で、紙媒体での予約のほうが便利だった方、想像するに年齢層が高い方ですとか、デジタルの予約が難しい方に対してのフォローがあるのかどうかというところを教えてください。

#### 【二瓶地域教育推進課長】

まず、1点目のセキュリティーのところになります。実は今まではこの学校施設の開放は紙ベースで、実は我々事務局側が、いつ誰がどのように使われたかということは把握できていなかったという実態があります。今回、このシステムを入れることによって、我々教育委員会事務局側のほうでもいつ誰が何時に開錠して何時に施錠したということまで、全て入退出履歴が管理できる形になります。実はその方、その時間だけにその方だけの暗証番号を発行して入れるような、そのようなシステムになっております。

利用後の原状復帰に関しましては、現状の学校施設開放を利用いただいている方に御利用いただくので、これまでと同じように施設利用後は原状復帰をお願いいたしまして、これまでと同様の形でお願いしたいと思っております。また学校とも連携を図りながら、原状復帰の状況等については確認をしていきたいなと思っております。

実は今でも忘れ物等は別として、原状復帰がされていない場合は、その利用団体の方に対して我々事務局から注意喚起をさせていただいているところでございます。また、開放委員会には開放指導員という方もいらっしゃいますので、中には夜間の電気の消し忘れなどがあった場合には御対応いただいているといった状況でございます。

それから紙の処理につきまして、今後、デジタルディバイドではないですけども、やはり一部御高齢の方からスマートフォンや、パソコンの操作が難しいという方の声も伺っているところでありますので、そういった方とも伴走しながら、今後の展開については検討していきたいと思っております。そこはしっかりサポートして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

野村委員、よろしいですか。

#### 【野村委員】

はい。

#### 【小田嶋教育長】

岩切委員、では、続けてどうぞ。

**【岩切委員】**

私も今の年配の方たちの利用の件が一つあったのですけれども、もう一つだけお聞きしたいと思います。

電子式になると非常に便利になるのですけれども、電子的に壊れてしまったりすると、バックアップシステムが必要になると思いますが、その辺はどのような対策があるのか教えていただけますでしょうか。

**【二瓶地域教育推進課長】**

まず、この予約システム自体はクラウド型で管理されておりまして、こちらで蓄積されているものですが、仮に門扉に設置されているこのシステム自体が、例えば停電も含めて故障などした場合、その場合は今のシリンダーキーとも実は連動しておりまして、こちらの機能が利かないときは、現状の鍵で開け閉めできるという形になっております。なので、基本は鍵の紛失等がないような形のしつらえをしながら、何かあった場合には現状の鍵も有効になるように整えているところ です。

以上になります。

**【岩切委員】**

お聞きして安心しました。どうもありがとうございます。

セキュリティー管理とかいろいろとリスクをはらんでいるかとは思うのですけれど、こういったことを促進することで、災害時の近隣の方たちの利用とか、学校内の様子を理解するということにもつながると思うので、ぜひ進めていただきたいと思いました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

他にはいかがですか。

はい、お願いします。

**【田中教育長職務代理者】**

ありがとうございます。

セキュリティー面での確認なのですが、今のお話を伺っていますと、暗証番号はずっと同じではなくて、登録して申し込んだ方に一時的に発行する番号で、その利用時間帯が終わればその番号は使えなくなるということですよ。

**【二瓶地域教育推進課長】**

そのとおりでございます。

**【田中教育長職務代理者】**

その間、万が一、誰かがそれを知ってしまったらどうかというのがあるかと思えますけれども、たまたま誰かが知って入ったとしても、中には防犯カメラのようなものは設置されていて、ある程度証拠を押さえることはできるのかという、そこまで考えていらっしゃるのでしょうか。

**【二瓶地域教育推進課長】**

現状の学校施設を特に今回は何か大きな改修等を進めることなく、現状のまま進めていく予定でございます。なので、まずは学校内に防犯カメラということではなく、そこは現在御利用いただいている団体の良心にではないですけども、適正な利用を促していくように、我々お願いしていくところでございます。

**【田中教育長職務代理者】**

分かりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

他にはよろしいでしょうか。

芳川委員。

**【芳川委員】**

確認です。Wi-Fiと有線LANというようにそのスマートロックを使うと思うのですが、最近結構Wi-Fi自体が中断してしまったりとかつながらなくなったりとか、有線LANが不安定だったりということは、どうしても電波の問題はあるような気がするのですが、そのような時の対応を当然考えていると思うのですけれども、どのような感じになるのでしょうか。

**【二瓶地域教育推進課長】**

基本は我々も、この構造計画研究所さんと現地確認をしながら、円滑にこれから運用ができるということを確認の下、実施をしていきますが、有事の際も含め、万が一の際は物理的な鍵を使うとか、代替機能も考えながら進めていく形になるかと思っています。一応、現状では確実に動く形では現状確認はしているんですけども、ただ、今後そういった有事も想定されることから、そこは念頭に置きながら検証していきたいと思えます。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

他にはよろしいですか。

それでは、議案第45号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それでは、議案第45号は原案のとおり可決といたします。

以下、非公開となります。

<以下、非公開>

## 8 報告事項Ⅱ

### 報告事項No. 2 「第2期川崎市青少年科学館運営基本計画（案）」について

#### 【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No. 2 「第2期川崎市青少年科学館運営基本計画（案）」について」の説明を、青少年科学館長、お願いいたします。

#### 【久保青少年科学館長】

それでは、第2期川崎市青少年科学館運営基本計画（案）について御説明いたします。

ファイルナンバー「03-1\_【報告事項No. 2】資料1」のファイルを御覧ください。本日はこちらの概要版で御説明いたします。

初めに、「1 計画策定にあたって」について説明いたします。

まず、「(1) 計画策定の背景と趣旨」でございますが、科学館は平成24年のリニューアルの際に、川崎市青少年科学館運営基本計画を策定しましたが、リニューアルからおおむね10年間の計画期間としていたことから、今般、次の10年に向けて、令和5年度からおおむね10年間の計画期間とする第2期川崎市青少年科学館運営基本計画を策定するものでございます。

第2期運営基本計画では博物館事業の方向性や取組等について策定するものとし、本市総合計画等との整合を図りながら社会情勢の変化等に留意し、必要に応じて見直しを行ってまいります。

次に、「(2) 継続的な課題と環境変化に伴う新たな課題」についてでございます。

「①第1期運営基本計画に基づく成果と継続する課題」につきましても、収集保存事業では、収集した自然資料を電子台帳へ整理することで、資料の効果的な活用につながりましたが、業務の効率化や市民活動を支援するため、デジタルデータ化や共有化をさらに推進する必要があります。

展示事業では、リアルタイムな情報発信等により、自然・天文・科学への興味関心を高めてきましたが、今後は市民のニーズに対応した展示の充実を図る取組の推進が必要でございます。

調査研究事業では、市民協働による調査を継続し、成果を公表して市民の関心を高めてきましたが、調査研究成果の向上を図るため、調査研究の継承と計画的な拡大を検討する必要があります。

教育普及事業では、様々な年代やニーズに対応した自然・天文・科学の普及事業を市民協働で実施してきましたが、市民の生涯学習意欲に対応するため、事業を協働で担うボランティアの育成やスキルアップを支援する必要があります。

ネットワーク事業では、近隣大学等との共催事業の実施等により、連携による魅力あるまちづくりにつながってきましたが、生田緑地の魅力づくりにつなげるため、各施設が連携した事業をさらに推進する必要があります。

次に、「②環境変化に伴う新たな課題」についてでございます。

社会状況や生活様式の変化への対応、SDGs・脱炭素社会の実現に向けた取組の進展、かわ



さきGIGAスクール構想等、社会のデジタル化の進展といった環境変化に対応する必要があり、令和5年度から施行される新しい博物館法では、博物館の基本的な事業に加え、他の博物館等との連携や地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことが求められています。

また、令和6年に迎える市制100周年や、科学館を含む生田緑地をコア会場の一つとする全国都市緑化かわさきフェアの開催を契機に、シビックプライドの醸成を図り、新しい魅力や価値を生み出していく必要がございます。

続いて資料の右上、「2 基本理念と基本方針」を御覧ください。

科学館では、これまで市民協働による博物館事業に取り組んでまいりましたが、今後も市民との連携・協働の取組をより一層推進することにより、市民の多様な生涯学習意欲への対応を図り、持続可能な社会に貢献できる人材の育成を通じて、地域の多様な主体がともに担うまちづくりを推進するため、「市民とあゆむ宙と緑の科学館」を運営の基本理念といたします。

この基本理念を実現するため、開かれた博物館、体験する博物館、育む博物館、つなげる博物館の四つの基本方針に基づき事業を計画・実施してまいります。

次に、「3 事業計画」を御覧ください。

継続的な課題や環境変化に伴う新たな課題を踏まえながら、四つの基本方針に基づき、様々な博物館事業を実施してまいります。

「3-1 収集保存事業」につきましては、「(1) 自然分野」では、川崎に縁があるものを中心に幅広く資料を収集するとともに、データベース化を推進してまいります。

「(2) 天文分野」では、天文に関する資料を収集し、デジタル化、データベース化を推進し、また、プラネタリウム番組や解説資料のアーカイブ化を推進してまいります。

「(3) 科学教育分野」では、科学実験教室に関するノウハウを整理・保存し、データベース化を推進してまいります。

続きまして、次のページ、2ページを御覧ください。

「3-2 展示事業」につきましては、「(1) 自然分野」では、多様なニーズを踏まえた展示物の解説や更新をすることで、展示から身近な川崎市域野外での体験・観察へとつなげてまいります。

「(2) 天文分野」では、職員が制作し肉声で解説する川崎方式のプラネタリウム投影を継続してまいります。

「(3) 科学教育分野」では、市民協働の教育普及で扱った科学工作紹介を通じて、事業の周知・ボランティア活動参画へつなげてまいります。

次に、「3-3 調査研究事業」についてでございますが、「(1) 自然分野」では、市民団体、大学等の研究機関との協働にて動植物の現状を継続調査するとともに、より多くの動植物生息データを集積し、解析してまいります。また、自然のうち特定の対象物について専門性の高い調査を行い、川崎市域の自然に対する理解を深めてまいります。

「(2) 天文分野」では、太陽や天文現象の観測等を継続し、成果を広く市民に還元してまいります。

「(3) 科学教育分野」では、市民団体等との協働により、教材・教具の改良を進めてまいります。

次に、資料の右上、「3-4 教育普及事業」を御覧ください。

「(1) 自然分野」では、展示解説やワークショップを開催することで、生田緑地での自然観察へ誘うとともに、市民の生涯学習意欲に対応した多様な内容や形態の観察会等を通じ、生物多様性を知る機会を創出することで、SDGsへの関心を高めてまいります。また、自然ボランティア等、博物館事業で協働する人材を育成してまいります。

「(2) 天文分野」では、子どもから大人まで参加できるプラネタリウム番組制作を実施するとともに、科学館3階にある開放的な観察室である、アストロテラスの望遠鏡を活用し、身近な星空や宇宙への関心を高めてまいります。また、天体観測ボランティア等、博物館事業で協働し、地域の天文指導者となる人材を育成してまいります。

「(3) 科学教育分野」では、様々な年代が学べる科学教室を開催することで、多くの市民がつながる場をつくってまいります。

また、科学館の教材活用と科学ボランティアとの協働により、21世紀子どもサイエンス事業、こちらは、川崎市で活動する産業・学校・市民団体と科学館が連携し、理科の好きな子どもや、科学に明るい市民を育成していく事業でございますが、こちらを推進してまいります。

続きまして、次のページ、3ページを御覧ください。

「3-5 ネットワーク事業」についてでございますが、「(2) 収集保存・調査研究」ネットワークでは、市民団体や他の博物館等と連携・協働することで、学芸担当職員の専門性を高め、川崎市域の自然環境の把握や天文現象の調査研究を進めてまいります。

「(4) 地域振興」ネットワークでは、地域の団体が企画実施する事業を支援することで、生田緑地のにぎわいを周辺地域のにぎわいにつなげてまいります。

続きまして、「4 管理運営計画」につきまして御説明いたします。

初めに「(1) 運営に係る基本的な考え方」でございますが、当館の基本理念等に基づき、民間の技術力の活用などにより、緑地内施設間の連携強化と管理運営の効率化を図るとともに、貴重な自然環境を保全・活用しながら当館の魅力向上を図り、施設運営を行ってまいります。

次に「(2) 業務の範囲」でございますが、学芸業務及び関連業務は引き続き市直営で行い、施設運営及び管理業務は指定管理者が行ってまいります。

次に「(3) 開館形態」でございますが、開館日は月曜・祝日の翌日・年末年始以外、開館時間は午前9時30分から午後5時までを基本とし、事業内容に応じて柔軟に運営いたします。利用料金は入館料無料、プラネタリウム観覧料は中学生以下を無料とするなど、適正な料金を設定いたします。

次に、資料の右上、「(4) 危機管理」でございますが、「事前の対応」として安全管理を徹底し、事故防止に努めることをはじめ、新たに感染症の流行に備え、適宜対策マニュアルを作成し、関係者への周知徹底を図るとともに、「発生時の対応」として、消毒液の設置、人流のコントロールなど、感染拡大防止対策を適切に実施してまいります。

次に「(5) 施設の管理運営」でございますが、当館の魅力を積極的に発信し、利用者にきめ細かな配慮の行き届いた施設となるよう、当館を含む生田緑地の魅力発信と一体化した効果的な情報発信や、プラネタリウムドームの壁面をはじめ、常設の展示室以外のスペースを活用した学習サービスの提供を実施してまいります。

次に「5 進行管理」についてでございます。

おのおのの事業について年次計画を作成し、実施回数や利用者数等を踏まえ、年度内の適宜点検により進捗状況を把握し、適切な進行管理を行ってまいります。

事業評価につきましては、入館者数やホームページのアクセス数等の数値データや館職員による事業評価、過年度との比較等により自己評価を行い、「川崎市社会教育委員会議青少年科学館専門部会」に諮り、目標の達成状況について評価を受けてまいります。

事業評価については、短期で改善できるもの、中長期的な取組が必要とされるものを整理し、次年度以降の取組内容の見直し・改善に活用してまいります。

以上が第2期運営基本計画案における主な取組でございます。詳細につきましては、ファイルナンバー「03-2\_【報告事項No. 2】資料2」の本編に掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

最後に、ファイルナンバー「03-3\_【報告事項No. 2】資料3」のファイルを御覧ください。

この度の計画案につきましては、本日の御報告後、1月24日から約1か月間パブリックコメント手続の実施を予定しております。その後、いただいた御意見等を踏まえまして、令和5年3月に策定する予定でございます。

第2期青少年科学館運営基本計画（案）についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

石井委員。

#### 【石井委員】

二つありまして、1点目は、資料1枚目のネットワーク事業で、近隣大学等の共催事業の実施ということが記載されておりますけれども、具体的には、どんな大学とどのような共同事業をされたかということが、お分かりになれば教えていただきたい。それから、3枚目にこの危機管理のところ、色々な訓練を実施されておりますけれども、この頻度とか、あるいは、ここには消防ということで、何か消防署と連携した形での訓練も実施されているのか、もしお分かりになれば教えていただけますか。

#### 【久保青少年科学館長】

ありがとうございます。まず1点目、近隣大学とのネットワークというところでは、実は、つい一昨日の日曜日に開催したばかりのものがございまして、近隣に専修大学がございまして、そちらのネットワーク情報学部の学生さんたちが中心となりまして、一つの教材を子どもたちがなじみやすいような教材をいくつかのグループでそれぞれ作って、我々の科学館の学習室を使いまして、子どもたちをどんどん招き入れて、実際に色々な教材を使いながら科学の仕組みを説明するというものが、教授や准教授の先生の御指導の下、こういった活動をやっているというものが一つございます。

それと、危機管理のところでは、定期的といえますか、何か月に1回ということではないので

すけれども、今年度も例えば、火事が起きた場合に、どのような対応を取ったらいいかというシミュレーションを行いまして、館長以外の職員は、みんなどこで火災が起きたか分からないというような状況の中で、火災報知機を鳴らすという訓練を行いました。また、先日も水消火器を消防署から借りてきまして、実際の火を起こすわけではないですけれども、それを使って全職員がそれぞれ消火器訓練を行ったという実績がございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

他には、いかがでしょう。

岩切委員。

**【岩切委員】**

御説明ありがとうございました。もともと私も科学館をやっておりましたので、こちらの取組は非常に楽しみにしております。近隣に色々な施設がございまして、日本民家園とか岡本太郎美術館とか、生田緑地のかいわいのところでの協力とか、そういったものも、次の計画の中には入っているのでしょうか。その辺りをお聞きしたいと思います。

**【久保青少年科学館長】**

ネットワーク事業の中でも、生田緑地内の各施設との連携というところを挙げさせておりますので、具体的には、これからというところもございしますが、例えば日本民家園とであればお月見の日、十五夜の日、当館の職員と、あと民家園の職員とが共同で、日本民家園の敷地の中で今夜の月はどういう月が出てくるかというようなトークショーのようなものを行うといったことや、あるいは七夕のときは、民家園から笹をもらって来て、それを科学館に飾り、来たお子さんたちに短冊に願い事を書いてもらうといったことも実績としてはございます。

**【岩切委員】**

あと、天文施設、非常に充実しているかと思しますので、ぜひもっともっと広報に力を入れていただけたらと思います。私もあそこは何度か訪問させていただきまして、天体に対してすごく興味が湧いてきたり、それから色々な人に紹介したくなるというものがございましたので、ぜひ、上手に広報をやっていただけたらなとマーケティングの観点からお願いしたいと思えます。

**【久保青少年科学館長】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

他にいかがでしょう。

芳川委員。

**【芳川委員】**

御報告ありがとうございました。報告事項ですが、とても大事なところですので、読ませていただいたんです。報告事項No. 2の資料が重なっていると思いますが、色々なアンケート調査を多分お取りになっていると思うんですが、多分共通して、何となくざっと見えたことは、どうもプラネタリウムについてはすごく評判が高くて、ニーズも高いですし、とても満足度は高いのですが、展示になってくると、かなりパーセンテージが低くなっていきます。そういう意味では、もしかすると今やっている展示が利用者のニーズと少しかけ離れているのかなとか、あと、展示の説明だとか、プラネタリウムはとても面白いのですけれども、それについての解説はパーセンテージが下がっていくとか、何かいくつか課題がアンケートから声として聞こえたりとかもするのですが、そこの辺りは、いかがでしょうか。

#### 【久保青少年科学館長】

おっしゃるように、当館の施設、色々アンケートをさせていただくと、おおむね満足されている方が非常に多いというのは、手前みそな話ではございますが、中でも自然系の展示物とかは、平成24年にリニューアルオープンしているんですけども、展示をしてしまうと、ある程度固定した形になってしまって、なかなか入替えが難しいという問題がございます。

ただ展示してあるだけで、おっしゃるように解説もそれぞれのところで詳しく書いてあるわけではなくて、どちらかというと、展示物を見てその番号を見ながらどこに何があるかなというのを探しに行かないとなかなか分かりづらいというところがありますので、計画にも出させていただいているんですが、今後は、市民の多様なニーズに応じた形の展示の解説ですとか、あるいは展示物の更新、そういった概要が、資料1のほうの2ページ目の3-2の展示事業、左上の3-2の展示事業といったところに、まさにおっしゃるように太字で多様なニーズを踏まえた展示物の解説や更新という形で入れさせていただいて、展示物自体はなかなか動かさせませんが、まだ空きスペースなどを活用しながら、色々な企画展ですとか、あるいは解説にしてももう少し分かりやすいポップをつけるとか、色々な工夫はしていけないと考えております。

#### 【芳川委員】

ありがとうございます。今の色々な博物館だとか、施設を見ていると、かなり展示の仕方に色々な工夫があるような気がするんですね。

多分、そのスマホだとか、それに慣れているお子さんだとかかなり立体的にものを見たりとか、展示の仕方もそのまま今までの例えば、出し方をしていくと、多分あまり本人からすると、ぴんとこないという部分はあるかもしれませんので、博物館とかは大体、私たちが慣れた展示の仕方はあると思うんですが、そこは、何か工夫を取り組んでいるのであれば、非常にこのアンケートは変わってくるかという気はしました。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

野村委員。

### 【野村委員】

御説明ありがとうございました。

二つほどあるんですが、まず一つ目が質問で、3ページ目の右の真ん中あたり、多様な利用者への配慮のところ、バリアフリー及びユニバーサルデザインの推進というのが具体的にどのようなものなのか教えていただきたいというのが一つ。

二つ目は、意見に当たると思うのですが、先ほど岩切委員がおっしゃったように、広報というのがすごく重要だと私も思っています。Twitterを行っていらっしゃいますよね。私も見てみたのですが、専修大学とのコラボもそうですし、すごくよく読んでみると面白い催しや興味深い展示がたくさんあります。ただ、割とチラシの画像をそのまま載せるというような形式も多くて、たくさん情報が流れてくるタイムラインにぱっと出てくる中で、キャッチーというか、今の若い人ってぱっと視覚的に見て、「あ、何か面白そう」となる具体的な写真とか、動画のほうに引きつけられて、行きたいと思うと、皆さんその詳細チラシを開いたりとか、自分で検索なさったりすると思うので、まずは、行きたいと思ってもらえる写真とか動画のその発信方法をもう少し工夫があると、すごく皆さんの心に届くかと思いました。

### 【久保青少年科学館長】

ありがとうございます。バリアフリー、ユニバーサルデザインのところにつきましては、平日頃からホームページも含めて、そういったものを意識しながら作っているところではございまして、バリアフリーに関しても、平成24年にリニューアルオープンした際に、例えば車椅子のお子さんがいらっしゃったりする場合には、対応できるようにさせていただいております。

当館では、校外学習で地層の観察というのをやらせていただいております。学校向けに、平日は毎日というか、ある程度地層だとか、林だとかを観察したり、あるいはプラネタリウムであれば、学習投影という形でその学習指導要領に沿った形の4年生用、5年生用、6年生用の投影とかというのをやっているんですが、その中で地層の観察を、この間車椅子でいらっしゃったお子さんが来たときにも、極力対応しようということで、今までですと、車椅子の子が通えるルートに応じて、健常のお子さんたちも同じルートを使ってみんなで一緒に見るという、だから階段を上ったりするようなルートではなくという形でやっていたんですが、学校さんの要望もいろいろございまして、今はGIGA端末でカメラもありますから、一般の健常のお子さんたちは、通常のルートを通っていただきながら、かつGIGA端末でカメラを写し、肢体不自由のお子さんは別室で、先生と、あと手前どもの学芸員を一人専属でつけまして、そのカメラを見ながら解説を別室で行いつつ、かつ実物のキットというのを用意しまして、実際に触るとこんな感じだよというのもやって、基本ほとんど体験活動としては、みんな同じような体験活動にできたかなというのが試行的にやったものもございまして。今後も、そういう一つ一つの御要望に応じながらできるように、人海戦術で頑張っていきたいというふうに考えております。

それと、広報につきましても、本当にたくさん毎週土曜日、日曜日、いろんなイベントをやらせていただいております。こここのところ、正直申し上げますと、かなり応募をされる方が実はいらっしゃって、これ以上広報を広げることで、落選者をどんどん増やしてしまうという、痛しかゆしなところもございました。ただ、おっしゃるように、我々がやっているところがいつも御覧になっている方々の中で、対象になっているというだけではなくて、やはり手前どもは多摩区の

生田緑地に存していますけれども、川崎市内は様々ありますし、特に川崎区や幸区といったところでは、非常に知名度もまだまだのところもありますので、効率的にここはうまくしっかり手前どもの存在をアピールはしっかりやっていきたいと思っております。

#### 【小田嶋教育長】

新たな来館者を開拓するという方策をさらに進めていただければと思います。

他には、いかがでしょう。

田中委員。

#### 【田中教育長職務代理者】

どうもありがとうございます。この科学館は、もちろん博物館ですので、その機能がとても重要なのですが、お話の中にも、また計画の中にもあるように、自然豊かな生田緑地の中にあるものですから、自然の生態系の保全という面からも貢献できる博物館というのがとても重要だと思えます。それは、計画の中にきちんと入っていると思えます。

とりわけ、中にも市民団体や大学と連携の話がありましたけど、例えば川崎自然調査団という市民団体がありますよね。それから、明治大学の農学部にかなり専門的な先生がおられて、調査研究を随分しっかりとされているので、そういうところと当然、連携を考えておられるんだと思えます。

そういう中で、SDGsの14番に焦点を当てながら、ここを拠点にして頑張りましょうということで行けるといいなと思うのと、何分、博物館ですから、そういう学ぶということと合わせ、自然の生態系を保全することと、それを市民が学ぶということと併せて循環的に両方とも発展していくような相乗効果が生まれるといいと思うんですね。

そう考えたとき、ここだけではなくて、川崎市には、各区に市民健康の森というのでしたっけ、各区にありますよね、それぞれ市民が森に親しむ、自然に親しむ拠点が。そういうところとネットワークを組みながら、一つの生態系ネットワークが川崎の中でしっかりとできていくということを目指していく。これは当然環境局と関係してきますが、ただ、それを市民が学ぶということが大事なので、それは教育委員会の役割だと思います。だから、そういう連携を取りながら、川崎市全体で生態系のネットワークが豊かになっていって、そういう中に市民がいて、自然と共生する生活を子どもから大人まで体験的に学んでいくことができるいいと思うのです。

振り返ってみれば、川崎市はかつて公害でかなり苦しんだ都市だと思います。それが、市制40周年から50周年ぐらいまでかなと思うのですが、今は100周年を迎えて、ガラッと生まれ変わり、一言で言うと、「生物多様性都市として、川崎市は生まれ変わりました」というのをぜひ100周年でアピールできるといいなと思うのです。人々のイメージがやっぱり自然豊かな自治体ということに焦点を当てながら、また市民自身もシビックプライドという言葉もありましたけれども、そういう自然の生態系が豊かな都市に住んでいて、それをみんなでますます豊かにしていくんだということを、この100周年記念で科学館を拠点にしながらやれるといいかなと、少し荒唐無稽なところもありますが、思いました。

この計画を見ていて、三つほど気になるところがあるので、簡単に申し上げますと、2番目の基本理念と基本方針の中の(3)ですけど、育む博物館とあって、とてもすばらしいと思うんです

ね。特に、子どもと大人が学んで育つと。さらには、社会貢献をということでもいいんですけど、育む中には、自然環境もあると思うんですね。ですから、人が育ち、生態系が育つ。そのように、博物館という意味では、人を育むことと自然の生態系を育む博物館というのにも入るといいなという気がいたします。それが一つ目です。

二つ目は、3-3の(1)の②でしょうか、調査研究のところで気になるのが、自然のうち特定の対象物について専門性の高い調査を行い、成果を市民に公開するとあるんですけど、例えば、絶滅危惧種とか、希少種とか、そういうものを市民に公開して、市民に貴重な自然があるんだからということで理解を求めるといのは、少しリスクもあるので、その辺りは、当然お考えだと思いますけれども、情報の管理をうまくやりながら、教育に生かすとともに、保護をきちんとするようなことはされると思いますけど、気になったので話をしてみました。

三つ目は、ネットワーク事業の中で、分かりやすい図がありますけれども、この中に抜けているのが、行政内の各部局間の連携というのがイメージできないので、それは大事なのではないかなと思うんですね。特に生態系という面から見ると、教育委員会と環境局との連携は絶対に必要だと思いますので、そういう行政内でのネットワークでしょうか。それも少しこの辺りに入れていただけたらいいのではないかなと思いました。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

貴重な御指摘かなと思いますけど、その辺は対応として考えていますか。

#### 【久保青少年科学館長】

まず、冒頭でSDGsや多様性の話が出たと思いますが、特に自然の豊かさを守るといのが、はっきり掲げられておりますので、これについては、生物多様性を市民に伝えるという役割も市域の博物館施設に課せられた使命とも考えておりますので、館内展示ですとか、SNSによる情報発信を含めて、市域の自然の豊かさ、現状のありのままを伝えるということがこの目標の達成のアプローチになるかなと考えております。

育むにつきましては、まさにおっしゃるとおりで、当然多世代への学びの提供というのが一つ育むにはございますが、我々だけでももちろんできることではございませんが、市民と歩む科学館として、色々な市民団体と連携協働をしながら、そういったものも育んでいきたいという趣旨は込められていると思っていただいて結構でございます。

それと、成果を公開するといったところで、特定の生物の調査というところなんですけど、おっしゃるように、例えばレッドリストのようなそういう絶命危惧種のことをここにいましたということを紹介するがために、逆にみんながそれを捕りに来てしまうというおそれもございますので、その辺りは当然慎重に取り扱っていきたく思いますし、そうすべきだと思っております。

ネットワークのところ、この図は確かに、行政機関という形で表示はしておりません。分かりやすく一つにまとめたものですから、抜けが出てしまったところもございますが、一応本編にも全て行政機関という形で関係行政機関という形は入れさせておりますし、実際、環境局もそうですし、今度環境局主催で、夜の星を見るイベントがございまして、これには我々の学芸員も一緒に付き添ってそちらにお邪魔するですとか、先日の秋、臨海部のほうで先端の技術を持つ企業



の企画展みたいなことを、臨海部国際戦略本部と一緒に進むとか、そういった取組も行ってありますので、それはおっしゃるように引き続き取組を進めていきたいと思っております。

**【田中教育長職務代理者】**

はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

他にはよろしいでしょうか。

野村委員。

**【野村委員】**

すみません、話が戻って恐縮なんですけど、バリアフリーとユニバーサルデザインのところで、聴覚障害の方とか、日本語が母語じゃない方に関してのフォローというのは何かありますか。

その案内情報の提供というのは、例えば、看板が多言語とかということは想像がつくのですが、何か耳で聞いて楽しむプログラムが全て日本語しかないとか、聴覚に障害がある方ですと、もちろん見ながら手話通訳は難しいですけれども、例えば、舞台なんかだとグラスをかけながら、下に文字情報が出たりとかという工夫もあるかと思うんですが、何かそういったアイデアを考えていらっしゃるのかなという質問です。

**【竹下文化財課長】**

聴覚障害の方への対応として、これはあくまで試行として過去にやったケースとしましては、今お話にありましたように、プラネタリウムのほうで、まず、字幕などで解説を入れるということもやってみたことがあります。ただどうしても他の皆さんと一緒に見るといったときに、当然星空の他にもそういった字幕情報が出てしまうということもあるので、ある企業とのタッグを組んでの試行ですけれども、今おっしゃったように、眼鏡をかけて、そこに話したものが、プラネタリウムの先ほどの生解説がリアルタイムで眼鏡に表示されるというようなそういったシステムの試行もやったことがございます。

定着するような形には至っていませんけれども、今後そういう形だとかで、プラネタリウムの、科学館のよさだとか、色々な方に楽しんでいただけるという視点で検討していきたいと考えています。

**【久保青少年科学館長】**

あと、日本語が不自由な方々へのフォローというところでは、確かにおっしゃるように、案内とかはある程度対応させていただいているんですけれども、特に、プラネタリウムですとか、そういったところではまだそこが完全にできているかというところ、なかなかそこは不十分のところもございまして、ここにつきましては、きちんとどういう対応が考えられるかというのを考えていきたいと思っております。

**【小田嶋教育長】**

あとはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

＜承認＞

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

**報告事項No. 3 麻生区内学校施設包括管理業務実施方針（案）について**

**【小田嶋教育長】**

次に、「報告事項No. 3 「麻生区内学校施設包括管理業務実施方針（案）」について」の御説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

**【吉田教育環境整備推進室担当課長】**

それでは、報告事項No. 3 「麻生区内学校施設包括管理業務実施方針（案）について」御説明をいたします。

資料につきましては、ファイルナンバー04、「報告事項No. 3 資料1」と、「報告事項No. 3 資料2」の二つでございます。

初めに、これまでの経過と、包括管理委託の概要について御説明いたしますので、ファイルナンバー「04-1\_報告事項No. 3 資料1」のファイルをお開きください。

左上の「1 経緯」を御覧ください。

記載がございますとおり、「長寿命化推進における、これまで以上の技術的な知見に基づいた対応の必要性」、「維持管理における多大な職員負担」、「維持管理水準のばらつき」等の学校施設を取り巻く課題に適切に対応するため、平成18年度から実施している、はるひ野小・中学校におけるPFI事業の令和5年3月の契約期間満了を契機とし、麻生区内の全ての市立学校の、より一層の管理水準の向上と効率的な管理運営に寄与するとともに、全市立学校展開に先立つモデルケースとして包括管理委託の導入を検討してきたところでございます。

次に、「2 包括管理委託について」でございますが、一つ目の●で、下の図でもお示ししておりますとおり、包括管理委託とは、これまで業務または施設ごとに原則単年度で発注していた保守管理や軽易な修繕等の業務について、複数年度にわたる一括した業務として委託する手法でございます。

近年、様々な自治体での導入も進んでおり、政令市では、神戸市において、約300施設の学校等を対象とした包括管理委託を令和4年から実施しているとともに、大阪市でも令和4年から学校を含む約950の公共施設の保守点検業務を対象に、包括管理委託を導入しているところでございます。

続いて、資料右上を御覧ください。

こちらは包括管理委託導入による定性的な効果をお示ししていますが、一つ目は、「業務生産性の向上」でございまして、契約にかかる事務負担が大幅に軽減されることにより、職員の働き方改革の推進への寄与とともに、職員の能力を企画等コア業務に差し向けることが可能となり、業務生産性が向上すること、二つ目は、「維持管理水準の向上」でございまして、ビルメンテナンスのプロが学校施設を一律に管理するとともに、これまで以上にきめ細かな点検等の履歴管理が可能となることにより、施設の管理水準を向上・平準化できること、三つ目は、「対応の迅速化」でございまして、事業者の巡回点検により施設の不具合を早期に発見し、また一定額以下の修繕は事業者の判断のもとでの実施を可能とすることにより、修繕対応が迅速化できること、四つ目は、「教育環境の改善」でございまして、修繕対応が迅速化することにより、児童生徒の安全・安心な学校生活や授業への影響を最小化できること、また軽易工事等の実施に当たっての教職員による手続が簡素化され、教職員が本来すべき児童生徒への指導に一層専念できることなどの効果が期待されるところでございます。

続いて、その下、「包括管理委託導入による費用の考え方」を御覧ください。

棒グラフは、包括管理委託導入の前と後の経費を図で示したものでございまして、左側が従来の経費、右側が包括管理委託導入後の経費でございます。包括管理委託の導入により、職員人件費は削減されることとなりますが、一方で、包括管理事業者における発注・監督業務等にかかる人件費や、管理システム導入等の経費に対し、マネジメント費を支払うため、先行する他都市の事例も踏まえると、総事業費については、導入の前と同程度と想定されるところでございます。

次に、「3 今後の予定」を御覧ください。

表の日程、冒頭の「令和5年1月」の部分にございますとおり、これから資料2で御説明いたします実施方針につきましては、議会での議論を踏まえ、事業者からも意見を募集し、これらを反映した形で、令和5年3月末までに策定・公表することを予定しております。

その後、令和5年度に入りまして、5月の公募要領の公表等や、6月から7月にかけての事業者からの参加表明、提案書の受付け、8月の提案に関する事業者ヒアリングを経た後、9月に優先交渉権者を決定し、令和6年4月の事業開始に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

資料1の説明は以上でございます。

続きまして、ファイルナンバー「04-2\_報告事項No. 3 資料2」のファイルをお開きください。

こちらは、麻生区内学校施設包括管理委託の導入に向け、先ほどスケジュールで御説明した公募要領等の公表に先立ち、現在の本市の実施に向けた考え方を実施方針（案）としてお示しするものでございます。

表紙を1ページとしました下段のページ番号で御説明いたします。3ページをお開きください。

「第1章 事業概要」でございまして、こちらは「(3) 事業の目的」にて、先ほどの資料1で御説明したこれまでの経緯について記載しております。

続いて、その下「(4) 事業の内容」でございまして、1ページおめくりいただき、4ページの上段、「イ 契約期間」を御覧ください。

契約締結日は、優先交渉権者が決定した後の令和5年10月から、業務を開始する令和6年4月1日までの、いずれかの日としており、そこから令和9年3月までの約3年間を契約期間としております。

その下、「ウ 業務範囲」を御覧ください。

はるひ野小中学校と、それ以外の学校を区別した表の作りとなっておりますが、対象の業務について、維持管理業務は、表の下、「※1」に記載の業務を想定しており、また、受付・校務業務は、これまでも委託で実施してきたはるひ野小中学校のみを対象としております。

修繕業務につきましては、対象を、設計図書の作成を要しない原状復旧に関するもののみとしており、従来、市職員が実施しております見積り合わせ等の契約手続に準じて、発注・工事監理・支払を行うものとしております。

1 ページおめくりいただき、5 ページを御覧ください。

「エ 対象とする施設」でございますが、麻生区内の小学校16校及び中学校8校の全24校としております。

1 ページおめくりいただき、6 ページを御覧ください。

上段「オ 事業者の収入等」でございますが、事業者には、先ほど御説明したマネジメント経費を加味した委託料を支払うこと他、修繕費については、年度当初に概算額を支払い、実績に基づき精算することを想定している旨を記載しております。

続いて、ページ中段（5）を御覧ください。

「市内事業者の積極的活用」として、「再委託先等の事業者の選定に当たっては、本市に本店を置く事業者を優先する」とともに、「このことは、事業者公募の際の評価の対象とすること」、「事業開始後は、その実績をモニタリング等で毎年度確認すること」を記載しております。

1 ページおめくりいただき、7 ページを御覧ください。

「第2章 公募への応募に関する条件等」でございますが、冒頭の「1」の「(1)」では、応募者の構成に関し、単独事業者または複数の事業者によるグループとすること、グループで応募する場合は代表事業者を1者選定すること他、必要事項を記載しております。

その下、「(2) 応募者の参加資格要件」についてでございますが、1 ページおめくりいただき、8 ページをお開きください。

上段の「キ」でございますが、本業務は、建物の包括的、総合的な維持管理の実施を趣旨とするものでございますので、業務の着実な実施のため、ビルメンテナンス等の分野において実務経験が豊富な者を本業務の総括責任者として選任することを要件として記載しております。

続いて、その下、ページ中段の「2」につきましては、応募に関する留意事項として、必要事項を記載しております。

続いて、10 ページをお開きください。

「第3章 公募への応募の手続等」でございますが、上段の「1」には、先ほど資料1で御説明した事業者選定のスケジュールを、また、中段の「2」では事業者選定の各段階における手続等に関する必要事項を記載しております。

続いて、12 ページをお開きください。

「第4章 優先交渉権者の選定方法等」でございますが、上段の「1 選定方法」では、事業者の選定は公募型プロポーザル方式で行うこと、その下、「2」の「(1)」では、提案の審査は選定委員会を設置し行うこと他、ページ最下段の「3」の「(3)」では、最優秀提案を行った応募者を優先交渉権者として選定すること等を記載しております。

続いて、1 ページおめくりいただき、13 ページを御覧ください。

「第5章 責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項」でございまして、ページ上段の「1」の「(1)」では、「責任分担の考え方」として、業務に伴い発生するリスクは、受託事業者の負担を原則としつつも、本市が責任を負うべき合理的な理由があるものは本市が責任を負う旨の基本的な考え方を記載しております。

続いて、ページ下段の「3」の「(1)」には、事業開始後のモニタリングの方法として、受託事業者が作成する業務実施計画書等や、本市と受託事業者で構成する定例会議の開催等によりモニタリングを実施する旨を記載しております。

続いて、15ページをお開きください。

「第6章 その他事業の実施に関する事項」でございまして。

上段の「1」は「本実施方針に関する質問・意見の受付及び公表」に関する必要事項を、「2」につきましては、本事業に関する問合せ先を記載しております。

説明は以上でございまして。

**【小田嶋教育長】**

質問等がございましたら、お願いします。

岩切委員。

**【岩切委員】**

御説明ありがとうございました。今、御説明をいただいたこの包括管理業務ということなのですが、24校が全部対象になると理解したのですけれども、24校のこの1年間のマネジメント費というのはどのぐらいの金額感で今考えていらっしゃるか、もし差し支えない範囲でお答えいただければと思います。

**【吉田教育環境整備推進室担当課長】**

今、我々がその費用の部分で考えている額をそのままお伝えすることはできないんですけれども、現行、麻生区の学校の維持管理修繕費の総事業費が3億円ぐらいあって、そこからこの委託をすることによって、人件費分とか削減できれば。一方で、マネジメント費に足される部分はあるのですけれども、合わせて事業導入後もおおよそ、先ほどの発言の中にもありましたけれども、とんとんぐらいの事業費になることは想定されるところでございます。

**【岩切委員】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

他にはいかがでしょう。

石井委員。

**【石井委員】**

先ほど、要はこの制度を導入したときのコストは今までとそれほど下がらないと。ただし、先

生方の色々な本来業務に集中できると。要は、金銭的なこともそうですけれども、その部分というのは、非常に大きいという理解でよろしいですか。

**【吉田教育環境整備推進室担当課長】**

そのとおりです。

**【小田嶋教育長】**

他にはいかがでしょうか。

芳川委員。

**【芳川委員】**

すみません、よく分からないので教えてください。この一括管理にならない場合は、例えば多分一括であろうとそうではなかろうと、修繕管理は必ず学校に何か不具合があったときには連絡をして来ていただくというところは同じだと思うのですが、違いは何なのでしょう。

**【吉田教育環境整備推進室担当課長】**

その学校からの申請というところも残るのですが、基本的に今回は、包括管理事業を導入すると包括事業者が各学校を巡回点検してもらって、そこで学校の不具合を見つけるというところで、包括事業者が今持っている手元のトンカチで直してしまうものはすぐその場で直すというところで、対応の迅速化が図れるということと、それでも学校からの申請ということは一部残ると思うのですが、その申請は、今は学校の教職員の方が不具合の場所の写真を撮って、それを申請書にしたためて、私ども教育環境整備推進室、教育委員会事務局に送付するという手続ですが、今後の包括管理委託導入後の申請は、単にこの包括事業者に、「少し不具合があるから見に来てくれる」と言うだけの申請になるということで、随分学校職員の方の手間も減るということになります。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。あと、事務局側の負担減というのもありますよね。

**【吉田教育環境整備推進室担当課長】**

そうですね。事務局側の負担も、この軽易工事の受付というところでは、実際にやっている軽易工事の件数は、全市で1,000件から1,500件ぐらいあって、今回麻生区ということに限るとその7分の1で150から200ということになるのですが、それが1本化されるというところであって、事務負担が大幅に軽減される場所なのではございますけれども、それは、今後実は全市展開みたいなことを見据えた上でのモデルケースになるのではございますけれども、そうなってくると年間1,000件とか、これ複数年契約、例えば5年とか、5,000件ないしは7,000件の契約が1本の契約となるので、事務負担が5,000分の1、7,000分の1になるというのが、なかなかこんな効果が出る事業というのはないのかな、と考えております。

**【芳川委員】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

岩切委員。

**【岩切委員】**

今の御説明で行くと、多分軽微なうちに補修修繕ができることで、コストも削減できるのではないかということも想定されるんですが、神戸、大阪の導入事例で、何かそういうデータはあるのでしょうか。

**【吉田教育環境整備推進室担当課長】**

修繕が減ったというようなところは、あまり聞いていなくて、神戸から聞いたのは、なかなかケチな教育委員会事務局が修繕の依頼を受け付けるのではなくて、包括事業者がやってくれるということで、最初は電話がパンクするぐらい修繕の問合せの殺到が入ったということを知っています。

**【岩切委員】**

それでなんですが、一括で、まず委託をするという形になると思うのですけれども、なんか超過料金みたいなものが後々発生したりとかはしないのでしょうか。

**【吉田教育環境整備推進室担当課長】**

特段その辺の手続については、従来どおり、今までどおり見積り合わせで、我々と同様にやっていくというところでございますので、さらに事業者には、さっきのマネジメント費用というような形で対応しますので、そういった超過料金が発生するということは全然想定していません。

**【小田嶋教育長】**

他には。

芳川委員。

**【芳川委員】**

すみません、また教えてください。これを、5年間で一括ということの、5年というのはどういところで決めた年月でしょうか。

**【吉田教育環境整備推進室担当課長】**

申し訳ございません。このたびは、麻生区限定のモデル事業ということで、こちらの実施方針の4ページの頭に記載しているのですが、今回の事業は、3年間です。大体他都市は、5年以上というところであって、実際、このたび民間事業者にサウンディング調査で行ったところ、こ

の事業を行うに当たっては、半年ぐらいの準備期間が必要になってくるので、できれば、長い期間やりたいというところで、5年以上やりたいという意見がほとんどだったのですが、あくまで麻生区限定のモデルケースというところで、5年はさすがに長過ぎるだろうというところで、このたび3年にしたというところでございます。

**【芳川委員】**

ありがとうございます。多分学校と住宅は違うと思うのですけれども、では、どのぐらい便利かという、多分業者の一括管理ですから、当然すごくメリットもあると思うんですが、例えば実際に、本当に学校にとって便利になっているかどうか、もちろん事務局にとったら便利なのは絶対見えているわけですが、そこが巡回するという部分と、軽いところは軽微なものでやってくれるのですが、実際に電話をかけてすぐ来てくれるかどうかとか、その辺りの監視システムはどうなっていますか。

**【吉田教育環境整備推進室担当課長】**

対応される事業者の人数にもよるとは思いますが、少なくとも3名以上でやるというところで、他都市だと包括事業者4名とかで130施設を持っているとかというところなので、そうしたところでは、その事業者の手が行き届きやすいのかなとは考えています。

他の都市の事例では、モニタリングの中で、施設にアンケート調査を取って、驚きましたが、1年目から効果が出ているという施設側から積極的的回答が上がっているというようなところが多々あります。

**【芳川委員】**

ありがとうございます。人間ってそういうものかなと思うのですけれども、最初のモデリングのときは結構一生懸命やって、その後がむしろ問題なのかなという感じがしていて、だから1年目から効果があって、そこまで考えていないのですが、最後に実際に包括管理になった後、本当の学校のニーズに合っているかどうか、すぐ学校に行き届いているかどうか、そこの辺りをぜひ当然やっていращやると思うのですけれども、事務局でしっかり監督していただけると、より安心できるかなと思います。

**【吉田教育環境整備推進室担当課長】**

かしこまりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

他には、よろしいでしょうか。

**【田中教育長職務代理者】**

1点だけよろしいでしょうか。お話を聞いていますと、指定管理者の制度と似ているのではないかという気がしてきたのですけれども、指定管理者制度も施設を包括丸々全部ではなくとも、管理業務だけとか、広報業務だけとか、部分的にできますよね。そういう今の施設管理の包括委



託と指定管理者制度はどこが違うのでしょうか。

**【吉田教育環境整備推進室担当課長】**

この二つが圧倒的に違う点は、運営の部分がないというところで、指定管理者は、何らか運営がある施設に入れているケースが多いかということでもございますので、あと、施設を包括的に、今回は24校でございますけれども、他都市で言えば多いところになると950施設とかを一気にやるというところで、そうしたところが指定管理は難しい部分なのかというところで考えております。

**【田中教育長職務代理者】**

そうですか。はい、分かりました。

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 3について、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

**報告事項No. 4 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業実施方針について**

**【小田嶋教育長】**

次に、「報告事項No. 4 「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業実施方針」について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします

**【吉田教育環境整備推進室担当課長】**

それでは、引き続き御説明をさせていただきます。

それでは、報告事項No. 4 「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業実施方針等」について御説明いたします。

資料につきましては、ファイルナンバー「05-1\_報告事項No. 4 資料1」の「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業実施方針」とファイルナンバー「05-2\_報告事項No. 4 資料2」の「同要求水準書案」の二つでございます。

実施方針から御説明いたします。ファイルナンバー「05-1\_報告事項No. 4 資料1」のファイルをお開きください。

下段に白抜きで記した通しのページ番号で御説明いたします。3ページをお開きください。

「はじめに」でございますが、川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業につきましては、民

間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業を効率的、効果的に推進するため、いわゆるPFI法に基づく事業として実施することを検討しているものでございます。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者の選定を行うに当たり、PFI法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、策定・公表するものでございます。

続いて、5ページをお開きください。

「1 特定事業の選定に関する事項」でございまして、中段の「ウ」を御覧ください。

「事業目的」でございますが、本市では、平成20年度から21年度までにかけて、小学校及び聾学校の計90校をPFI手法で、また中学校41校を直接施工で、普通教室に空調設備を一斉整備するとともに、特別教室、管理諸室についても、「学校施設長期保全計画」等の機会を捉え整備を行ってきたところでございますが、これら空調設備の多くが更新時期を迎えているところでございます。

本事業は、PFI手法の導入により民間事業者の技術的知見・能力を最大限活用し、児童生徒への望ましい学習環境の提供とともに、総事業費の縮減への寄与を目的とするものでございます。

次に、「エ 対象となる事業の概要」でございますが、市立小学校105校、中学校51校を対象に、空調設備等の更新・新設他、維持管理を行うものでございます。

次に、「オ 事業方式」でございますが、PFI法に基づき、事業者自らの資金で空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、本市に空調設備等の所有権を移転し、維持管理業務等を行うBTO方式により実施するものでございます。

次に「カ 事業期間」でございますが、事業契約は、令和6年3月議会の議決を経た後の契約締結を予定しており、「(ア)」の設計・施工期間は、そこから令和11年3月までの約5年間でございます。

1ページおめくりいただき、上段にございます「(イ)」の維持管理期間でございますが、このたびの事業で新たに整備する「a」の「新設等設備」につきましては、施工時期を令和7年度から令和10年度までの4か年に分けた上、それぞれの施工年度から令和22年度までにおいて性能保証を伴う維持管理を行うものでございます。

その他、このたびの事業で撤去・更新を行う「b」の「更新対象設備」、本事業の設計・施工期間において、設置から耐用年数である13年に満たず、更新を行わない「c」の「更新対象外設備」についても、法定点検等の維持管理を行うものでございます。

次に、「キ 事業範囲」でございますが、その下(ア)から(ウ)までの空調設備等の設計、施工、工事監理業務、及びページを1枚おめくりいただきまして、上段(エ)から(カ)までの所有権移転、維持管理、移設等の業務を対象とするものでございます。

ページをおめくりいただき、8ページを御覧ください。

下段、「(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項」についてでございますが、「ア 選定基準」につきましては、本事業を従来型事業として実施した場合とPFI事業として実施した場合とで比べ、PFI事業として実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担額の縮減を期待できる場合、または本市の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合には、PFI法第7条に基づき本事業を特定事業として選定するものでございます。

ページをおめくりいただき、9ページを御覧ください。

中段「2 民間事業者の募集及び選定に関する事項」の「(1) 募集及び選定の方法」でございますが、事業者の選定に当たりましては、空調設備等に関する事業者の設計・施工能力、維持管理能力等の他、本市の支払うサービス対価の額等を総合的に評価すべく「総合評価一般競争入札」を実施し、落札者を決定することを予定しております。

また、本事業は、WTO政府調達協定が適用されるものでございます。

次に、「(2) 募集及び選定スケジュール」につきましては、日程の冒頭でございます「令和5年1月20日」に本実施方針等を公表し、以降、事業者からの質問・意見を受け付けた後、3月議会における議論も踏まえ、3月下旬に、先ほど御説明した特定事業の選定を行うものでございます。

その後、5月中旬の入札公告の開始、以降8月中・下旬までにかけての募集等に関する各種手続の実施、8月下旬の入札実施、9月から10月までにかけての民間活用事業者選定評価委員会での審査、10月下旬の落札者決定、令和6年3月の契約に関する議会の議決を経た上で、事業者との契約を締結するものでございます。

続いて、16ページを御覧ください。

「3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項」でございますが、(1)には、本市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことを旨とする本事業における責任分担の基本的な考え方を記載しております。

次に「(2) 本市による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）」でございますが、「ア」の概要における、本市が定期または随時に事業契約書に定める方法及び手段によりモニタリングを行うことその他、次ページまでにわたり、対象、実施時期等のモニタリングに関し、必要な事項を記載しております。

17ページを御覧ください。

中段「4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項」でございますが、「(1)」の「ア 対象となる施設」においては、市立小中学校156校、約7,300教室を対象とする旨を、その下、「(2)」の「ア 空調設備のエネルギー種別」においては、空調設備等の運転に必要なエネルギーの種別については、エネルギーの価格、供給の安定性、環境負荷等の観点から適切なエネルギーを事業者が提案する旨を記載しております。

ページをおめくりいただき、18ページを御覧ください。

以降、「5 事業契約の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項」他、19ページまでにわたり、本事業推進に関する必要な留意事項を記載しております。

実施方針の説明は以上でございます。

続いて、要求水準書（案）について御説明いたします。ファイルナンバー「05-2\_報告事項No. 4 資料2」のファイルをお開きください。

ページを1枚おめくりいただき、白抜きの通しのページ番号、2ページ目の「目次」を御覧ください。

要求水準書は、本市が、事業者の募集・選定をするに当たり、入札説明書と一体のものとして、本事業の業務遂行について、事業者に要求する最低限満たすべき水準を示すものでございます。

御覧の目次の一覧のとおり、先ほど実施方針で御説明した設計、施工、工事監理業務等の業務ごとに要求水準をお示ししているものでございます。

説明は以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問等あればお願いします。

岩切委員。

**【岩切委員】**

御説明ありがとうございました。モニタリングについて質問をさせていただきたいと思います。モニタリングは既成の方法でと書かれていたのですが、各段階でモニタリングをされるということですが、多分全数は無理だと思うんですが、どういうやり方ということがもし既に決まっているようでしたら教えていただけますでしょうか。

**【吉田教育環境整備推進室担当課長】**

これは、その設計・施工とかにつきましては、施工の部分については、基本的にモニタリングというところで、事業者在完成検査を行ってもらって、それを本市に書類を提出してもらおうというところプラス、あとは本市のほうで抜き打ち型で完成検査に立会いをするとか、そうした方法を今のところは考えているというところがございます。

あと維持管理の部分につきましては、要求水準書の御説明を大分端折ったこの要求水準書の資料の30ページを御覧いただきまして、ここに、上段やや下にエの「業務の報告及び書類・図書等の提出」というところがございます、事業者からは維持管理段階においては、(ア)にございます維持管理に関する計画や年間の事業計画というものを出示していただき、それに基づくその下(ウ)の月次報告とか、次のページの(エ)の年度業務実績報告というものを出示していただくような形になりますので、ベースはこれらに基づいて、モニタリングはやっていくことになるかと考えております。

**【岩切委員】**

ありがとうございます。そうすると、業者のほうがかかなり労力を使うというようなイメージですか。

**【吉田教育環境整備推進室担当課長】**

左様ですね、それなりの場合もあります。

**【岩切委員】**

結構、資料等の作成が多そうな感じだと思うのですが、何か削減の方法とか、色々と考えていただけるとありがたいと思いました。

**【吉田教育環境整備推進室担当課長】**

はい、かしこまりました。

**【小田嶋教育長】**

他には、いかがでしょう。

よろしいですか。

それでは、報告事項N o. 4について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項N o. 4は承認といたします。

**報告事項N o. 5 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について**

**【小田嶋教育長】**

次に、「報告事項N o. 5 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

**【喜多庶務課担当課長】**

それでは、報告事項N o. 5「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」につきまして、御説明申し上げますので、ファイルナンバー「06\_報告事項N o. 5」をお開きください。

こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第5項による専決処分」について御報告するものでございます。

2ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「住居表示の実施に伴い、実施区域内の市立学校の位置の表示を変更するため、この条例を制定するもの」でございます。

3ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

川崎市立学校の設置に関する条例の別表第1の南原小学校につきまして、「高津区上作延796番地」を「高津区上作延三丁目9番1号」に学校の位置の表示を改めるものでございます。

なお、附則において、住居表示の実施日に合わせてこの条例の施行期日を令和5年1月23日とする旨、定めることとしております。

また、4ページ以降につきましては、住居表示に関する資料となっておりますので、後ほど御覧ください。

なお、こちらにつきましては、令和5年第1回市議会定例会に報告をいたします。

説明は以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

質問はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 5について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 5は承認といたします。

## 9 議事事項Ⅱ

### 議案第46号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について

**【小田嶋教育長】**

続いて議事事項Ⅱに入ります。

議案第46号 「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を、庶務課担当課長、指導課長、お願いいたします。

**【喜多庶務課担当課長】**

それでは、議案第46号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の条例改正の概要につきまして、指導課長から御説明申し上げます。

**【古俣指導課長】**

それでは、ファイルナンバー「07ー2\_議案第46号」資料の1ページを御覧ください。

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定についての概要について御説明いたします。

「1 概要」でございますが、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例は、平成25年に成立したいじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等の対策のため、平成26年に制定したものでございます。

いじめ防止対策推進法の第28条第1項では、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、いじめの重大事態として、事実関係を明確にするための調査を行うことが規定されており、本市においても、条例により川崎市いじめ問題専門・調査委員会を設置し、学識経験者や弁護士、医師の委員五人が重大事態の調査に当たっているところでございます。

いじめ問題専門・調査委員会の委員につきましては下段の表のとおりでございます。

次に、「2 本市の重大事態の調査審議状況」でございますが、重大事態の調査審議において委員は、会議における委員間での協議・検討、いじめの当事者である児童生徒及びその保護者からの聞き取り等の事実調査等を行っている他、いじめの重大事態に係る調査報告書等の作成作業も行っているところでございます。

「(1) 重大事態の調査審議の具体的な内容」でございますが、主なものとして、「ア 調査方針の協議」、「イ いじめの当事者等や教職員、その他の関係者からの聞き取り」、「エ 報告書作成の協議」、「キ 教育委員会への答申」等でございます。

「(2) 直近の重大事態調査審議の状況」でございますが、重大事態1につきましては、令和元年12月27日に教育委員会からいじめ問題専門・調査委員会に諮問し、会議等につきましては32回実施し、令和4年3月8日に答申をいただいたところでございます。

また、重大事態2、3につきましては、現在も調査審議を継続中でございます。

「(3) 重大事態への対応状況」でございますが、現在、五人の委員で、役割分担をしながら、2件の重大事態の調査を行っているものの、各委員は、本職もありながら調査審議を行っているため、会議等はおおむね月に2回程度となっていることや、1回の会議等で複数の重大事態の調査審議を行うことは困難であることから、委員会における調査審議が長期化している状況でございます。

2ページにお進みください。

「3 重大事態への対応の迅速化」でございますが、現在、委員が複数の重大事態を担当し、調査審議に時間を要し、重大事態調査が長期化していることから、対応を迅速化するため、条例を改正し、複数の重大事態が発生した際には、重大事態ごとに部会を設置し、調査審議を行う体制を整備してまいります。

次に「4 条例改正の主な内容」の「(1) 部会の新設」でございますが、複数の重大事態が発生した場合において、必要に応じて部会を設置することができるよう規定いたします。また、迅速な調査審議のため、部会の決議をもっていじめ問題専門・調査委員会の決議とすることができるよう規定いたします。

「(2) 臨時委員の新設」でございますが、複数の重大事態が発生した場合において、必要に応じて臨時委員を委嘱することができるよう規定いたします。また、委員と同様に臨時委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者と規定いたします。

説明は以上でございます。

#### 【喜多庶務課担当課長】

それでは、議案の詳細について御説明いたします。

ファイルナンバー「07-1\_議案第46号」の4ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「川崎市いじめ問題専門・調査委員会に臨時委員及び部会を置くことができることとするもの」でございます。

続いて、5ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

目次の改正でございますが、新たに2条を設けることに伴い所要の整備を行うものでございます。

続いて、6ページを御覧ください。

第10条の改正でございますが、第11条、12条で同じ用語を用いるために略称規定を設けるものでございます。

第11条の改正でございますが、専門・調査委員会に重大事態に係る事実関係を調査審議させるために必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができること、及びその臨時委員の要件は委員と同じものとするを定めるものでございます。

新たに設けます第12条でございますが、委員の任期等を明記するとともに、臨時委員の任期はその委嘱された調査審議が終了するまでとするものでございます。

続いて、7ページにまたがる部分でございますが、新たに設けます第13条でございます。専門・調査委員会は部会を置くことができること、及びその部会における諸手続を定めるものでございます。

第14条の改正でございますが、臨時委員や部会の設置に伴い準用規定の整備を行うものでございます。

続いて、第15条から、8ページまでの第19条までの改正でございますが、新たに2条を設けることに伴い所要の整備を行うものでございます。

なお、附則において、この条例の施行期日を令和5年4月1日とする旨、定めることとしております。

議案第46号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等、いかがでしょうか。

岩切委員。

#### 【岩切委員】

御説明ありがとうございました。多く発生しないことが望ましいので、臨時委員会が設置されないほうがいいのですが、メリットとしては負担が軽くなったり、あるいは迅速化が図れたりということがあるかと思えます。

ただ、デメリットとして部会ごとのクライテリア、判断基準に「ぶれ」というか、差異が生じる可能性があるので、ぜひ横の連携というか、そういったところをしっかりと図っていただければと思いました。

よろしくお願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

今のことについては、部会の在り方についての御説明をお願いできればと思えます。

#### 【古俣指導課長】



補足も含めて御説明いたしますと、現行の改正案により、部会を設置する際にはもともとの専門・調査委員会から、委員を1名ないし2名を部会に御参加いただくという形を考えてございます。

部会は、もともとの委員の方と新たに加わった臨時委員の方という形になりますので、今おっしゃっていただいた専門・調査委員会の全体と共通認識というのも図りながら、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**【岩切委員】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

他にはいかがですか。

石井委員。

**【石井委員】**

臨時委員を委嘱する際に、複数発生した場合の迅速に臨時委員が委嘱できるか、何かあらかじめリストというか、候補者を事前にリストアップしておくといったことなのでしょうか。実務的に早期に委嘱というものは可能になのでしょうか。

**【小田嶋教育長】**

では、お願いします。

**【古俣指導課長】**

部会の構成につきましては、案件によりまして専門性を考慮して、現在は資料にもございますように、学識経験者、教育の専門の方、また法律の専門、弁護士の方、医師の方という形で案件ごとに必要と思われる専門性を含めて委員構成をしてございますが、今後、もしも仮に重大事態が発生してしまったときには、その内容を踏まえて、現在入っていない専門分野の方も含めて選任をしていきたいと思っております。

それで、御指摘のとおり、選任するに当たっては速やかに設置することが必要と考えておりますが、その辺りにつきましては、例えばそれぞれの法律の分野の関連団体とか、そのような辺りにも事前に御相談をしながら、設置していくことになろうかと思っておりますので、今後の課題でもございますけれども、御指摘のことも含めて検討してまいりたいと思っております。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

他にはいかがでしょう。

芳川委員。

**【芳川委員】**

御説明ありがとうございました。

分からないので教えていただきたいのですけれども、川崎市の規模で考えていきますと、多分委員5名というのがかなり、もともときついのではないかという感じがしていて、そうすると、例えば委員自体を臨時委員という形ではなくて、もう母体の人数を増やして、その中の人数で、例えば臨時事案担当というように分けることも考えると、それも一つの方法ではないかと思うのですが、そのように今回提案なさらないのは何か理由がございましたら教えてください。

**【古俣指導課長】**

よろしいでしょうか。

今回、他都市の例とかをいろいろ確認をしております、御指摘のとおり委員を増やして、かなり多い人数で対応している自治体等もございます。

また、自治体によって重大事態の発生件数がかなり違っていたりするような部分がございます、川崎では現在1件終了しましたが、3名という形で、他都市と比べると多くも少なくもないというような状況かと思うんですけれども、今後いじめの防止というのは当然進めてまいりますのですが、仮に重大事態が起こってしまったときに、速やかに対応していかなくてはいけないと思っておりますが、今後1件増えるのか、2件増えるのか、3件増えるのかというあたりはなかなか難しい面がございます、初めから人数を増やして対応をするというのが、一案ではあると思っておりますけれども、先が予定されていない状況では人数を増やすというよりは、もう一つの方法として現行委員に、必要に応じて臨時委員を出して、プラスするという方法で対応していきたいと考えております、先ほども御質問があったように、御懸念の部会ごとの共通が取れないということにつきましては、もともとの専門・調査委員会の方が他にも入っていただくという形で担保してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

**【芳川委員】**

申し訳ないです。

5人ですので、例えばこれからもう一つ、二つ案件を出しますと、多分結果的に5名の方たちの負担は軽くなるのかなという感じがしていて、それが一点、実際にあと1件、2件増えただけでも、結構委員の皆さんは大変なのではないかという感じがすると、あと実際に、バランスで5名だから仕方がないと思うのですけれども、医学の専門家と、あと実際に法律の専門家と、あと心理か、教育かという感じで、そのようにバランスで考えたときでも、もう少し、1名、2名ぐらい増やすことも可能なのではないかという感じの部分もあるかと思うのですが、やはり臨時というほうが結果的にいい感じですかね。

**【古俣指導課長】**

今の5名の専門・調査委員会も、実は案件によっては4名で実際に実体的には対応しているような状況がございます。これまでの事例の経験というのは、やはり当事者の方とか、学校の調査とか、そういう部分がかかなり多く、特に法律の専門の方、具体的には弁護士の方にかかなり対応していただいているような経過がございます。今後の案件の内容を見てみないと専門性については確定できないかもしれませんが、今年度の例を見ますと、法律の専門の方を新たに臨時委員として入っていただくようなことのほうが多くなるのではないかと考えておりました。そうしますと、現行の委員の中で法律の専門の方は今2名しかいないので、なるべく多く参加できるような方法のほうがメリットはあるのではないかと考えております。

一長一短な部分があるかと思えますけれども、現時点ではそのような形で進めてまいりたいと考えております。

#### 【芳川委員】

すみません、もう一言、いいでしょうか。

確かに事案を書くときには、どうしても法律的な根拠が必要ですので、特にいじめの認定については法的な根拠に基づいて認定されると思うのですが、ただし相手の弁護士と話をするとときには、かなり指摘されるのは教育の観点なんです。学校の姿勢であったりとか、あるいは教員の姿勢であったりとか、人権教育に関するものであったりとか、必ずしも心理とも限らないんですよね。

そのようになってくると、ここで参加されている弁護士の方たちは学校の専門家でもあるのだと思うのですが、果たしてこのバランスでいいのかどうかということがやはり気になるということと、あと、これはお願いという感じなのですが、部会の中で臨時委員を考えたときには、ぜひ文部科学省が出されたバランスをやはり大事にして持っていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

重大事態の対応については、どの自治体も大変苦勞して時間がかかっていたり、またこの委員の人選、成り手がなかなか見つからないということもあって、先ほど説明がありましたように、他都市の状況を考えて、おっしゃったように人数を増やしている都市もありますし、部会という形で柔軟に対応できる候補もあります。色々と検討をした中で、より柔軟に対応できる方法ということで説明があったとおりなので、御指摘いただいたところもしっかり考えながら、法律だけに限らず、医療や心理の専門家等も必要に応じて選任していただく形になるかと思っております。また色々と御意見をいただければと思います。

#### 【芳川委員】

すみません、長々と。すみませんでした。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。  
他にはよろしいでしょうか。  
野村委員。

**【野村委員】**

御説明ありがとうございました。

今回の体制の変更で、他の都市の取組も参考になさったということで教えていただきたいのですが、すけれども、今回川崎が行おうとしているような同じような体制変更をした自治体がありあつたならば、そこが実際にこのような体制になったことで、どのくらい一つ一つの事案の短縮化になったのかという、具体的な期間が分かれば、具体例が聞きたいというところです。

**【古俣指導課長】**

具体的な短縮の確認まではできていないところでございますが、先ほどもおっしゃいましたが、自治体によって例えば指定都市等の関係とかも確認はしたのですが、かなり重大事態の案件に数に違いがあるような状況がございました。

例えば隣接する横浜市などはかなり件数が多く、委員も15人の委員をもって対応されています。かなり件数を多く対応しているということで、そこ等も参考にしながら、今回このような案にさせていただいたのですけれども、御質問の趣旨にあるような、部会にしたということで短縮したという例が確認できていないのですけれども、今回実際に、今二つ継続しているところですが、それらもなかなか時間がかかっているところもございますので、さらに一つ増えた場合には、部会を設置することで短縮化を図れるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

野村委員、よろしいでしょうか。

おそらく他の自治体においても、色々な要因があるとは思いますが、継続でずっと審査、審議をしている案件が多くて、やはり1件に相当時間がかかっています。だから、まだそれでどれくらい短縮されたというデータというのは集めにくいのかと思いますが、また、そういったことも少し調べられれば調べていただければと思います。

他にはいかがでしょうか。

どうぞ。

**【田中教育長職務代理者】**

御説明ありがとうございます。形式上のことだけなんですけど、それぞれの部会での決定をこの連絡協議会の決定とすることができるということですが、形式上の責任はやはりこの協議会の会長が、委員長が担うわけですね。そうすると、外部から何か指摘されたとき、受けて立つのは会長、委員長でしたか。この協議会のトップの肩書は会長と呼んでいいのですか。

いずれにしても、協議会のトップの方の責任で行う決定なのではと思うけど、実質部会の決定を

協議会の決定にできるということは、例えば会長の考え方と部会の考え方が食い違う場合があったり、あるいは結果に対してどこからクレームが出てきて、何か対応しなければいけないとなったりしたときに、それはまたやっぱり会長がやるのか、その辺り特に問題は起こらないのでしょうか。形式上のことなので気になったということですけど。

**【古俣指導課長】**

形式上の部分にも関わってくるのですが、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定めるということになってございますので。

部会の決定をということでございますかね。

**【田中教育長職務代理者】**

はい。

**【古俣指導課長】**

部会の決議をもって、専門委員会の決議とすることができるという条項になってございますので、形式上は部会の決定により、専門・調査委員会という形で確認するということになってございます。

それで、先ほどもおっしゃるように部会の委員の中には、専門・調査委員会からもメンバーが入りますので、その辺りについては、専門・調査委員会との連携ということについては、担保されるものと考えております。

**【小田嶋教育長】**

基本的には、専門・調査委員会が責任を持つというか、そういったその後の対応についてもやっていくということになると思います。

**【田中教育長職務代理者】**

まずは、ちょっと私が言い方を間違えました。協議会ではなくて、今言いたかったのは専門・調査委員会の話ですけど、いずれにしてもその構成メンバーはとりわけ委員長と部会との間では常に連携を取るの、委員長が了解する範囲内で部会では決定し、その決定をあえて委員会で形式的に諮らなくても、もう委員会の決定事項とするということを、何か実質的にはもう委員長も了解済みのことを決めるということですけども、あえて全体会で一回会議を開いて決定するという手続を取らないという、そんなことでしょうか。

**【古俣指導課長】**

おっしゃっているとおりでございます。

**【田中教育長職務代理者】**

すみません、ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、議案第46号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第46号は原案のとおり可決いたします。

## 10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(16時17分 閉会)